

法教育懸賞論文コンクールの審査結果について (座長談話)

1 はじめに

法教育推進協議会では、日本司法支援センター（法テラス）、社団法人商事法務研究会と共催（日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会後援）で、法教育懸賞論文コンクールを実施することとし、「学校現場において法教育を普及させるための方策について」をテーマとして論文募集を行った。

全国から多数の応募があり、法教育に対する関心の高まりがうかがわれた。応募があった論文については、まず、法教育推進協議会法教育普及検討部会において審査を行い、同部会における審査結果を踏まえ、法教育推進協議会の決議により受賞作を決定した。その結果、最優秀賞1通、優秀賞2通及び佳作4通が受賞作として選出された。

2 全体講評

審査にあたっては、法教育の意義や論文のテーマを正しく捉えた上での論文となっているか、法教育を学校現場に普及させるための方策について具体的に記載されているか、独創性や目新しさはあるか等の点に留意した。

応募作の中には、一部、論文の体裁が整っていないものなども見られたところではあるが、大多数はテーマを正しく捉えた上、様々な角度から法教育の推進について論じるものであり、力作揃いであった。教育関係者、法律実務家などからも多数の応募があり、自らの経験を踏まえた法教育普及のための方策が相当数提示され、法教育推進協議会の今後の検討に有用な提言も数多く見られた。

3 最優秀賞、優秀賞論文講評

(1) 最優秀賞

(受賞者)

武藤立樹 氏 (島根県立隠岐島前高等学校教諭)

(講評)

法教育の意義を正確に捉えつつ、現状に対する問題意識を持った上で執筆された論文である。制度的、政策的なものから教育現場に身近なものに至るまで、学校現場における法教育普及の施策について、人材の確保・育成、法教育の体系化、関係者の連携など5つの視点から考察されており、各視点から提示されている施策も、抽象的な内容にとどまることなく、目新しく、具体性に富んでいる。いずれも教員としての経験に根ざした提案であり、我が国における法教育の普及への期待を感じさせる内容となっている。また、教員としての使命感をもって、法教育の担い手は教員でなければならないと述べられており、高い意欲と熱意が感じられ、最も高い評価を得た。

もっとも、公民科教育における人材登用に関する指摘や、「公民科教育が今まで地理歴史教育重視の陰に追いやられていた。」といった意見には、異論もあるであろう。また、「法教育を推進するためには公民科の教員を増やすことが必要である。」という見解については、教員増が法教育の充実には直結するわけではないとの指摘もあった。さらに、「各都道府県の教育委員会に『法教育専任指導主事』を置く。」「法教育への参加を司法修習プログラムに導入する。」などの方策については、斬新ではあるが、その妥当性や実現可能性につき疑義を呈する意見もあったところであり、さらに慎重な検討が求められることを付言しておく。

しかし、他の論文との比較で見た場合、論理性、具体性や目新しさなどの点において抜きん出ているという意見が大勢を占め、最優秀賞に選出することに異論はなかった。

(2) 優秀賞

優秀賞2通は、いずれも、法教育の普及に関し、目新しい方策や視点を提示する論文として高評価を得たものである。最優秀賞同様、そこで提示された具体的方策については、なお検討を要する点が残るものの、優秀賞にふさわしい内容であった。

(受賞者)

春田久美子 氏 (弁護士・福岡県弁護士会)

(講評)

法教育の実践に携わる法律実務家としての視点から執筆された論文である。

論文としてはやや深い考察に欠けるのではないかとの指摘もあったが、児童生徒の発達段階に応じた教材の提示、関係者の活用法等多角的な視点からの方策が複数示されているとして高い評価を得た。

(受賞者)

札埜和男 氏 (京都教育大学附属高等学校教諭)

(講評)

国語科に注目した形で法教育の普及方策を提示した論文である。法教育の普及は国語科に特化した形ではなく、社会科等他の科目の役割にも注目すべきであるとの指摘もあったところではあるが、新しい視点が提示されている点が高く評価された。

3 おわりに

受賞作は、いずれも、法教育の普及について新たな可能性を示している、大変興味深いものであった。受賞作に限らず、今回応募があった論文で提示された法教育普及のための方策については、今後の推進協議会の議論においても参考とさせていただきたいと考えている。

今後とも法教育を題材としたコンクールを実施していく予定であり、多数の応募を期待したい。